

回生苑居宅介護支援事業所の運営規程

第1条 医療法人回生会が開設する回生苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある者（以下「利用者」という。）がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、事業所の介護支援専門員が適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条
1. 当事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるように配慮し、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援する。
 2. 当事業所の事業提供にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることの無いように、公立中立な業務に努めるものとする。
 3. 事業所は、市区町村から要介護認定に係る訪問調査の委託があった場合は、これを受託し、訪問調査を実施する。

（事業所の名称等）

第4条 上記のサービスを行う名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 回生苑居宅介護支援事業所
- （2）所在地 上川郡東神楽町ひじり野南1条10丁目1番6号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（主任介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用者からの申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供にあたりと共に従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- （2）介護支援専門員 4名以上（内1名管理者と兼務）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業所との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行い、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
但し国民の祝日、8月15日、9月1日、12月30日～1月3日迄は除く。
- (2) 営業時間 午前9時～午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 提供方法

ア 利用者の相談を受ける場所	事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所
イ 使用する課題分析票の種類	全社協方式
ウ サービス担当者会議の開催	事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所
エ 介護支援専門員の居宅訪問頻度	テレビ電話装置等を活用しない場合：最低月1回 テレビ電話装置等を活用する場合：最低2ヶ月に1回
オ モニタリングの結果記録	1カ月に1回

(2) 内容

- ア 市（区）町村からの委託を受けて行う訪問調査
- イ 居宅サービス計画の作成
- ウ 介護にかかわる相談援助、要介護認定の申請手続きの代行
- エ サービス事業者との連絡調整、介護保険施設等の紹介
- オ その他要介護者等の自立に必要な援助

(通常の事業の実施範囲)

第8条 旭川市、東神楽町、東川町、鷹栖町、当麻町

(利用料及びその他の費用の額)

- 第9条 1. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
2. 第8条に規定した通常の事業の実施範囲を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。タクシー利用の場合は、実費とする。
- | | |
|------------------|--------|
| ・事業所から片道概ね15km未満 | 500円 |
| ・事業所から片道概ね15km以上 | 1,000円 |
3. 交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果を従業者へ周知徹底すること
- (2) 事業所における虐待防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対する虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回以上）
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、事業所従業者又は養護者（利用者の家族等要介護状態にある者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為)

第11条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(感染症の予防及びまん延の防止の対策)

第12条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果を従業者へ周知徹底すること
 - ・委員会の開催：概ね6ヶ月に1回以上
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
 - ・研修：年1回以上
 - ・訓練：年1回以上
 - ・採用時研修：採用後1ヶ月以内

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症または非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を作成し、その計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者は研修及び訓練の実施
 - ・研修：年1回以上
 - ・訓練：年1回以上
 - ・採用時研修：採用後1ヶ月以内
- (2) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(ハラスメント対策)

第14条 事業所は、利用者へより良い介護保険サービスを提供できる環境を確保するとともに職場及び訪問先
・利用者宅におけるハラスメントを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所内におけるハラスメント防止のための指針を整備し、従業者へ周知徹底を図ること
- (2) 定期的なハラスメント防止のための指針の見直し及び変更
- (3) 定期的な研修の実施：年1回以上(採用時研修：採用後1か月以内)

(事故発生時の対応)

第15条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第16条 1. 指定居宅支援事業所は、介護支援専門員としての質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する

- (1) 採用時研修：採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修の実施

2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容に明記する。

4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人回生会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

"	平成22年	4月	1日	一部改訂
"	平成22年	8月	1日	一部改訂
"	平成25年	2月	1日	一部改訂
"	平成25年	3月	1日	一部改訂
"	平成25年	10月	1日	一部改訂
"	平成25年	10月	15日	一部改訂
"	平成25年	12月	1日	一部改訂
"	平成26年	1月	1日	一部改正
"	平成26年	10月	1日	一部改訂
"	平成26年	11月	1日	一部改訂
"	平成26年	12月	1日	一部改訂
"	平成27年	1月	1日	一部改訂
"	平成28年	8月	1日	一部改訂
"	令和 6年	1月	1日	一部改訂
"	令和 6年	4月	1日	一部改訂